

知事意見への反映状況

知事意見		審議会
【全般的事項】	<p>1 複数案による検討 施設建設の発注条件のうち環境に影響を及ぼしうる条件については、複数案を比較検討したうえで条件（案）の決定理由を準備書に示すこと。 また、発注後に決まる処理方式等については、最大の影響を想定した調査等を行うか、採用する可能性の高い複数のケースで調査等を行ったうえで準備書を作成することとし、処理方式等の決定後に、当該処理方式等を前提とした環境影響評価が行われていないといった事態が生じないようにすること。</p>	○
【個別事項】	<p>2 大気汚染 PM_{2.5}は物の燃焼により発生するため、環境要素へPM_{2.5}を追加するとともに環境影響評価項目として選定するか検討し、検討結果を準備書に記載すること。</p>	○
	<p>3 大気汚染、土壌汚染 焼却残渣等の保管や運搬による影響を、長期的な観点から検討し、検討結果を準備書に記載すること。 また、検討の結果、影響が生じるおそれがある場合は、施設整備や施設供用時の調査・監視方法等、必要な措置について準備書に記載すること。</p>	○
	<p>4 騒音、振動 調査の手法について、より具体的な調査日の選定方法や調査時間等を準備書に記載すること。 なお、高速道路に近接していることから、事業による最大の影響が明らかにできるよう、調査・予測を行うこと。</p>	○
	<p>5 水質汚濁、水象、植物・動物、生態系 桂川には厳しい環境基準（AA類型）が適用されており、下流には釣り場や湧水群があるため、施設供用時の河川、地下水及び湧水群への影響を調査・予測すること。</p>	○
	<p>6 水象、地盤沈下 施設では地下水の利用（揚水）を予定しており、地盤沈下が生じると周辺構造物等に影響を及ぼすおそれがある。 そのため、影響を正しく予測するための地下水の分布・流向及び地形・地質の調査を踏まえ環境影響評価を行うとともに、地盤沈下の予兆を適時適切に把握できる施設供用時の具体的な測定方法を明示した事後調査計画を準備書に記載すること。</p>	○
	<p>7 動物（猛禽類） 調査地点とその選定理由を準備書に記載すること。特に、事業予定地東側の山地は、未開発であるため、十分な調査を行うこと。</p>	○
	<p>8 植物・動物、生態系 水田環境は多様な動植物や生態系が存在する。また、昆虫については、方法書記載の調査内容では、保全すべき種の全てを把握することができない可能性がある。 そのため、調査対象とする動植物毎に、次の点を踏まえ調査内容を再検討し、検討内容及び検討結果（方法書からの修正内容）がわかるよう準備書に記載すること。 ①調査時期・回数 ②調査範囲 ③調査項目 ④生育環境の違い（水田の耕作内容を含む）を踏まえた踏査内容</p>	○
	<p>9 景観・風景 フォトモンタージュは、次を踏まえて作成すること。 ①「施設の大きさ・色」、「煙突高さ・位置」、「季節」等の複数条件が比較できるものとする。こと。 ②煙突からの水蒸気は、季節・時間等を踏まえたリアルなものとする。こと。 ③他法規等で義務づけられた景観に影響のある要素（手すりや煙突の警戒色等）はもれなく反映させること。 ④全ての視点場からのフォトモンタージュを作成すること。 ⑤高速道路上の視点場に限っては、シークエンス景観（視界に入る地点から視界から消える地点までの連続的な景観）を作成すること。 ⑥準備書では、フォトモンタージュ作成条件のうち変更できる条件とできない条件がわかるよう説明すること。</p>	○